

足立区の都営住宅敷地内における移動販売事業者登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都営住宅における買物弱者支援事業実施要綱（28都市経企第785号。以下「都要綱」という。）第4条第2項第2号に基づき、足立区（以下「区」という。）内の都営住宅敷地内において移動販売が可能な民間事業者を募集し、公平、公正に選定し、及び移動販売事業者として登録することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(事業者の登録)

第2条 区内の都営住宅敷地内において次条第1号に定める移動販売を行うことを希望する事業者は、この要綱で定めるところにより、区の登録を受けなければならない。

(登録対象事業者)

第3条 この要綱に基づく登録の対象となる事業者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に定めるものをいう。ただし、2輪のものを除く。以下同じ。）に施設を搭載し、移動しながら生鮮品、食料品、日用品食料品等の販売（以下「移動販売」という。）を行うものであること。
- (2) 自動車による食料品等販売業に係る営業許可を受けている等関係法令を遵守しているものであること。
- (3) 生鮮品、食料品、日用品等が豊富に揃い、区内の都営住宅に居住する買物弱者の買物利便性を高める移動販売を行うものであること。
- (4) 住宅内に閉じこもりがちな居住者の外出機会を創出し、高齢者の見守り機能と居住者間のコミュニケーション活性化に寄与する移動販売を行うものであること。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業を営む者及び当該営業を営む者で構成された団体でないこと。
- (6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体若しくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれらの団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体若しくは個人でないこと。
- (7) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- (8) 公序良俗に反する組織又は団体でないこと。

(登録申請)

第4条 第2条の規定に基づき登録を受けようとする事業者は、登録申請書（様式第1号）を区長へ提出しなければならない。

(登録決定)

第5条 区長は、前条の登録申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認め

たときは、登録を決定し、登録決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の登録決定に当たっては、必要な範囲において、条件を付することができる。
（申請の取下げ）

第6条 登録決定を受けたもの（以下「登録事業者」という。）が、登録決定の内容又はこれに付された条件に異議があることにより、登録決定を取り下げようとする場合は、登録決定の通知を受けた日から起算して14日以内にその旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

（登録内容の変更）

第7条 登録事業者は、登録内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の変更承認申請書の提出を受けたときは、その内容を調査及び審査の上、適当と認めるときは変更決定を行い、変更承認通知書（様式第4号）により、登録事業者に通知するものとする。

（登録決定の取消し）

第8条 区長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、登録決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により登録の決定を受けた場合
 - (2) 販売した商品が原因で購入者等が食中毒を発症した場合
 - (3) 都営住宅敷地内で移動販売車両による事故等を起こした場合
 - (4) その他区民等の生命又は財産に危害を与える行為を行った場合
 - (5) 生鮮品、食料品、日用品を主としない商品の販売又は生鮮品、食料品、日用品の販売以外につながる広告活動を行った場合等この要綱の主旨に反する営業活動行為を行った場合
 - (6) 定められた販売場所以外の場所で商品を販売した場合
 - (7) 押し売り、マルチ商法、利殖商法、靈感商法等公序良俗に反する行為を行った場合
 - (8) 登録申請書の誓約事項に違反した場合
 - (9) 登録決定の内容、当該決定に付した条件その他法令又は都要綱もしくはこの要綱に違反した場合
 - (10) 第6条の規定による申請の取下げがあった場合
- （検査）

第9条 区長は、必要に応じ、移動販売の遂行状況を把握するために、実地に検査することができる。

2 登録事業者は、前項の規定による検査を妨げてはならない。
（覚書の締結）

第10条 登録事業者は、移動販売の実施に関し、区と当該移動販売を実施する都営住宅の自治会とで覚書を締結する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、移動販売事業者の登録に関するその他必要な事項は、区長が別に定める。

付 則 (4足産産発第853号 令和4年7月1日 区長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。